



くらしの相談所

【問合せ先】

市民生活課市民相談センター・

消費生活センター（☎ 28-9110）

「フリマアプリ」でのトラブルにご注意を!

インターネット上で、個人同士が物品を売買するフリーマーケットアプリ（フリマアプリ）の利用が急速に広がり、出品者と購入者間で起きたトラブルの相談が多く寄せられています。

フリマアプリは、気軽に商品を売買できますが、取り引きにはリスクがあることを理解した上で、利用しましょう。

【事例】

▼購入した商品が偽物だったため、返品を申し出たが出品者に応じてもらえず、アプリの運営事業者に相談したところ「当事者間で話し合うように」と言われた

▼洋服を出品し、発送したが、配送業者からは配達済みの連絡を受けているにもかかわらず、購入者から「商品が届かない」と苦情を受けた



【対策】

▼アプリを利用する前に、トラブルが起きた場合の保証制度など、規約を確認するほか、事前取引相手の評価などもじゅうぶんに確認しましょう

▼アプリの運営事業者が保証制度を設けていない場合は、当事者間の話し合いになることを理解しておきましょう

▼不安に思うことや、トラブルが起きた場合は、消費生活センターに相談しましょう

【市民生活相談・消費生活相談】

市民相談センター・消費生活センター（ヨリネスしばた1階）では、「心配ごと・困りごと相談」や「消費生活問題の相談」を受け付けていますので、ご利用ください。

開設時間＝祝日・年末年始を除く、月～金曜日の午前9時～午後4時（時間に余裕を持ってご相談ください）

【司法書士による無料消費生活相談】 **要予約**

とき＝11月7日（土）13:30～16:30

ところ＝消費生活センター（ヨリネスしばた1階）

予約先＝消費生活センター（☎28-9110）